

## 葛城市議会の会議における情報通信機器の使用基準

### (目的)

第1条 この基準は、葛城市議会の会議における情報通信機器の使用に関し必要な事項を定めることにより、本会議における議案の審議、委員会等の会議における議案の審査、所管事務の調査等の充実を図り、もって議会の適切な意思の決定に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議とは、本会議、委員会その他の葛城市議会が行う全ての会議をいう。
- (2) 情報通信機器とは、パーソナルコンピュータ、タブレット端末、スマートフォン及び携帯電話等の通信機能を有した情報処理に使用する機器をいう。
- (3) 出席者とは、議員、執行部及び議会事務局職員で、当該会議に出席する者をいう。

### (遵守事項)

第3条 出席者が、会議中に情報通信機器を使用するにあたっては、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 音声や操作音を発する等会議の運営上支障となる行為を行わないこと。
- (2) 当該会議の目的外の用途に使用しないこと。
- (3) 会議の審議・審査中の情報（音声、映像を含む。）を外部に発信しないこと。
- (4) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、掲示板等への投稿をしないこと。

### (違反行為に対する措置)

第4条 当該会議の長は、前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者に対しては、注意をするものとする。この場合において、再三の注意によっても違反する行為が改められない場合は、情報通信機器の使用の停止を命ずるものとする。

### (傍聴者等)

第5条 傍聴者（報道関係者を含む。）については、本基準を適用せず、情報通信機器の使用は認めないものとする。

### (その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、当該会議の長が定める。

### 附 則

この基準は、令和2年3月6日から施行する。